入 札 説 明 書

- 1 「入札に関する条件」及び「注意事項」
 - (1) 業務番号及び業務の名称

6 文世第 6 号 長崎歴史文化博物館木部灰汁抜き補修業務

(2) 業務内容

長崎歴史文化博物館本館南面及び東面の木部灰汁抜き(汚れ落とし・シミ抜き等)補修を行う。 (詳細は仕様書のとおり。)

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月3日(月)まで

(4) 履行場所

長崎歴史文化博物館(長崎市立山1丁目1番1号)

(5) 入札期日及び場所

〔入札日時〕 令和6年6月6日(木) 午前10時00分開始

[入札場所] 長崎県庁 5階 502会議室(長崎市尾上町 3-1)

〔提出方法〕 直接(電送及び郵送による入札は認めない。)

入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に3の(4)の部局に確認すること。

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、 3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) 告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格要件

- (1) 長崎県内に本店又は支店、営業所等を置く者であること
- (2) 工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等(昭和53年長崎県告示975号)に基づく入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること
- (3) 長崎県建設工事入札参加者格付要綱(昭和29年11月20日制定)に定める入札参加資格名簿において、建築一式工事の格付区分がC等級以上である者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書の提出について

入札参加を希望する場合は、令和6年5月24日(金)まで(県の休日を除く午前9時から午後5時まで)に次の書類を下記の窓口まで提出すること。

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

誓約書(様式第2号)

印鑑届(様式第3号)

長崎県建設工事入札参加者格付要綱(昭和29年11月20日制定)に定める入札参加資格名簿 (申請者登載箇所)の写し

申請書提出先

(名称)長崎県 文化観光国際部 文化振興・世界遺産課 文化企画班

(住所) 〒850 - 8570 長崎市尾上町3 - 1 (長崎県庁5階)

(電話)095-895-2768 (FAX)095-829-2336

4 仕様書等に関する質問書の提出について

当該入札の仕様書等に関する質問については、令和6年5月21日(火)午後5時00分までに郵送、 持参又はファックスにより「質問書(様式1)」を前記3の(4)の部局まで提出して下さい。 なお、郵送及びファックスによる提出の場合は、必ず着信確認を行ってください。 回答は、令和6年5月23日(木)午後5時00分までに県ホームページにて行います。

5 入札の実施

(1) 入札書の記載方法

入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 / 100 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 100 / 110 に相当する金額(消費税及び地方消費税を除いた金額)を入札書に記載すること。

入札金額(首標金額)は訂正することができないこと。

入札書の提出後は、書き換え、引換え又は撤回することができないこと。

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要であること。

入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができない。

【注意事項】

- ・入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、入札件名を記入し提出すること。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用 する印鑑を訂正個所に押印すること。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・入札書の宛名は長崎県知事 大石賢吾 宛とすること。

入札書(様式2)

封筒(様式2-2)

委任状(様式3)

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金

- ア)見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の5以上の金額を令和6年6月4日(火)の午後3時までに、県が発行する納付書により最寄の金融機関にて納付すること。ただし、次の場合は入札保証金が免除されるものとする。
 - ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和 6年5月30日(木)の午後3時までに提出したとき。
 - ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11 年法律第103 号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法

人法(平成15 年法律第112 号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15 年法律第118 号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合。

なお、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- 3,000万円以上
- 3,000万円未満1,000万円以上
- 1,000万円未満
- イ)入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- ・ 入札保証金の免除を受ける場合は、入札保証金免除申請書(様式4)に保証証書や契約実績を 証明する書類を添付のうえ、上記期限までに提出すること。
- ・ 入札保証保険期間の終期は、令和6年6月12日とすること。
- ・ 現金を納付する場合は納付書を発行しますので、令和6年5月30日(木)午後5時までに3の (4)の部局へ納付額を申し出てください。 納付後、入札日までに銀行の領収印が押された領 収証の写しを提出してください。
- ・ 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額 を入札金額とすることはできません。

契約保証金

- ア)契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。
- イ)契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の 10 / 100 以上の金額を納付すること。ただし、 次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。
 - ・県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額 10 / 100 以上)を締結し、その証書を 提出する場合。
 - ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合。

なお、県が定める規模とは次の3区分とする。

- 3,000万円以上
- 3,000万円未満1,000万円以上
- 1,000万円未満
- ウ)契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。
- (3) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の から により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

入札者が法令の規定に違反したとき。

入札者が連合して入札したとき。

入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

長崎県から指名停止の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したと き。 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした 入札であるとき。

入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)など、入札者の意思表示が確認できないとき。

誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

入札書の首標金額が訂正されているとき。

民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。なお、 最低制限価格は設定しない。

落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等 排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定 を取り消すこととする。

【注意事項】

・入札回数は3回までです。第1回目の開札で落札者が決定しない場合、ただちに再度入札を行います。3回の入札でも決定しない場合は、最低価格入札者と随意契約(見積徴取)による契約を締結する場合がありますので、入札書は複数枚ご準備ください。

5 契約書の作成等

- (1) 落札通知を受けた日から5日(県の休日除く)に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を 受けるものではないこと。
- (3) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

6 工期について

工期は契約日から令和7年3月3日(月)までとするが、この間、長崎歴史文化博物館の運営の都合により業務に着手できない期間が想定されるため、具体的な工程については、長崎歴史文化博物館と協議の上、その承諾を得ること。